

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令の概要

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律第一条の規定により行われる選挙に関し、選挙人名簿の登録日に関する規定の適用の特例その他の公職選挙法等の特例等を定める。

1 選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（以下「特例法」という。）第1条の規定により統一選挙として行われる選挙における選挙人名簿の登録は、それぞれの選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日現在（選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により当該告示日の前日に行うもの等とすること。（第1条関係）

2 署名収集の禁止期間の取扱いに関する事項

- (1) 特例法第1条第1項又は第2項の規定により統一選挙として行われる選挙が行われる区域内における普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求等の直接請求のための署名収集の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日前60日に当たる日から当該選挙の期日までの間とすること。（第2条関係）
- (2) (1)については、平成31年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員若しくは長又は公職選挙法第34条の2の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙については適用しないものとする。（第3条関係）

3 その他

- (1) その他所要の規定の整備を図るものとする。
- (2) この政令は、公布の日から施行するものとする。